

＜中南地域連携事務所＞

定例一般競争見積りの仕組み

- 1件の予定価格が、50万円以下の物品のうち、事務用品・OA用品及び日用品（一部を除く。）の調達が対象です。
- 入札参加資格者名簿登載者であれば、どなたでも参加できます。ただし、定例一般競争見積り執行日に「指名停止中」である場合は、参加できません。
- 弘前合同庁舎別館2階地域連携事務所縦覧室内に提示されている見積依頼書を閲覧し、直近の定例一般競争見積りで、見積書を提出します。
- 定例一般競争見積りは、毎週水曜日に弘前合同庁舎本館2階地域連携事務所会議室で行います。開始時刻は、午前10時00分です。
- 見積依頼書縦覧期間 水曜日9時00分～火曜日16時30分
- 予定価格を下回り、かつ、最も低い金額で、適法な見積りをした者が、契約の相手方となります。
- 契約書の取り交わし及び請書の徴取は、省略します。